

報 道 資 料

平成29年7月28日
政策推進課広域調整係
瀬尾、菅野
内 線 2121、2125
ダイヤルイン 0742-27-8306
F A X 0742-22-8012

全国知事会議に係る知事コメントについて

本日、標記会議2日目が開催されました。会議の概要、荒井奈良県知事の発言要旨等は下記のとおりです。

○会議の概要

- ・28日には、「憲法・地方分権関係」や「スポーツ・万博関係」などをテーマに議論。
- ・「国民主権に基づく真の地方自治の確立に関する決議（案）」、「地方分権改革の推進について～新たな地方自治を目指して～（案）」等について協議。
- ・27日に協議された提言等を含め22の提言等について取りまとめられた。

※全国知事会議の会議資料は、全国知事会ホームページ

(<http://www.nga.gr.jp/data/activity/conference/h29/1500695309247.html>) をご参照ください。

○荒井知事の発言要旨

<憲法における「地方自治の在り方」について>

- ・憲法改正の議論を行うのであれば、参議院議員選挙について、都道府県単位の選挙区を堅持することは優先順位がとても高いと思うが、私は合区解消のための手法として、1人区を提案する。合区解消のポイントは、都道府県単位の選挙区を堅持するという要請、一票の格差を是正するという要請、参議院の定数増を抑制するという要請、及び、参議院議員については3年ごとに半数を改選するという憲法第46条の解釈にかかっていると考えるが、1人区は必ずしも憲法違反ではないと思う。
- ・また、参議院選挙区の位置づけを明確にするには、都道府県の位置づけを明確にする必要がある。その中では、地方自治の本旨とも関連するが、国と都道府県との関係、都道府県と政令市をはじめとする市町村との関係を明確にする必要がある。我が国の都道府県制の中での都道府県の位置づけと、合区解消は連動している。

<地方分権改革の推進について>

- ・地方分権というと、国の権限が明確に確立されていることを前提としているように思えるが、国の権限が明確でない場合は、地方分権はないのでないか。例えば森林環境管理の目的は、木材生産や防災、動植物生態系の維持、レクリエーションなど多岐的であるが、国の権限が国の中で分散しているので、包摂的な国法

がなく、包摂的な権限の確立が期待できない状況。

国に包摂的な権限がないと、包摂的な地方分権もない。従って、地方分権が地方の権限・責任を確立する唯一の手段ではない。地方における包摂的な権限は、国法で禁止されない限り条例で作れる（地方創権）、という意識を強く持つべきではないか。

- ・最近では、国と地方の権限の調整のため、地方で協議会を作る、という手法が採られているが、協議会には比較的包摂的な権限が下りてくる傾向がある。
具体的な例としては、路線バス等に関し、地方の協議会で運賃等について決めた場合は、国の権限と同等、あるいはそれを超える、と定められている。「『従うべき基準』の廃止」の資料の中で、停留所の「停車基準の明確化と自治体への周知」ということを、国に対して求めているが、これは、地方の協議会で決める仕組みにすれば良いのではないか、と思う。
- ・バスとタクシーは、分権の内容が相当違う。タクシーは喜んで地方に権限を下ろす、というのが国の姿勢ではないかと思うので、本気でタクシーに関して権限・分権を要求するかどうかについて、市町村の声も確認した上で、国に提案すべきではないか。